

太田市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第53号

太田市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例  
太田市ふれあいセンター条例（平成17年太田市条例第27号）の  
一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「規定により」の次に「、若しくは太田市生涯学習センター条例施行規則（平成17年太田市教育委員会規則第29号）第6条の規定により」を、「以下」の次に「この項において」を加え、「これらの者」を「市内住民」に改める。

第10条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

会議室等の使用料

施設	区分	定員	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
太田市強戸ふれあいセンター	大ホール	120人	900円	1,200円	1,200円	3,300円
	中会議室	45人	400円	600円	600円	1,600円
	小会議室	25人	300円	400円	400円	1,100円
	視聴覚室	45人	400円	600円	600円	1,600円
	和室	40人	400円	600円	600円	1,600円
太田市南ふれあいセンター	ホール1	70人	700円	900円	900円	2,500円
	ホール2	80人	800円	1,000円	1,000円	2,800円
	大会議室	50人	500円	600円	600円	1,700円

中会議室	40人	400円	600円	600円	1,600円
小会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
茶室	20人	300円	400円	400円	1,100円
和室1	30人	400円	500円	500円	1,400円
和室2	40人	400円	600円	600円	1,600円
和室3	40人	400円	600円	600円	1,600円
談話室	1時間につき100円とする。ただし、1時間未満の利用は、1時間とみなす。				

備考 太田市南ふれあいセンターの談話室以外の利用は、午前、午後、夜間又は全日の区分ごとに定める利用時間に基づき利用するものとし、利用時間を超過した場合は、超過時間1時間につき使用料の100分の50の額を徴収する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(使用料に関する経過措置)
- 2 この条例の施行後に太田市ふれあいセンターを利用しようとする者がその施行前に使用料を納付する場合は、この条例による改正後の太田市ふれあいセンター条例（以下「新条例」という。）別表に定める使用料の額を納付するものとする（この条例による改正前の太田市ふれあいセンター条例に定める使用料の額より新条例に定める使用料の額が低い場合に限る。）。